

○ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）（第五十三条関係）

改正案	現行
（定義） 第二条（略） （国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等） 第四条（略）	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一（略） 二 国税関係帳簿書類 国税関係帳簿（国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十六条第九項（保税工場等において保税作業をする場合等の内消費税の特例）に規定する帳簿を除く。）をいう。以下同じ。）又は国税関係書類（国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）をいう。 三 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式（第六号において「電磁的方式」という。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 四（略） （国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等） 第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつ

2 (略) (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外) 第九条の二 国税関係帳簿書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条(行政機関等の電磁的記録による作成等)の規定は、適用しない。	て、納税地等の所轄税務署長(財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。)の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。 2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。
---	--

改正案	現行
（特定保険等業務に関する予算等） 第二十六条（略） 2（略） 3（略） 4（略） 5（略） 6（略） 7、18（略） 19（略）	（特定保険等業務に関する予算等） 第二十六条 事業団は、毎事業年度、特定保険等業務に関し、予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。 2 特定保険等業務に関する予算には、次の書類を添付しなければならない。 一 当該事業年度の特定保険等業務に関する事業計画及び資金計画に関する書類 二 前年度の特定保険等業務に関する損益計算書、貸借対照表及び財産目録 三 前年度及び当該事業年度の特定保険等業務に関する予定損益計算書及び予定貸借対照表 四 その他当該特定保険等業務に関する予算の参考となる書類 3（略） 4 財務大臣は、第一項の規定により特定保険等業務に関する予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。 5 内閣は、特定保険等業務に関する予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その特定保険等業務に関する予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。 6 前項の規定により国会に提出する特定保険等業務に関する予算には、第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。 7、18（略） 19 事業団は、特定保険等業務に関する予算の作成後に生じた事由に基づ

20 (略)	き特定保険等業務に関する予算に変更を加える必要がある場合には、特定保険等業務に関する補正予算を作成し、これに特定保険等業務に関する補正予算の作成により変更した第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類（前年度の特定保険等業務に関する予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。）を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができ。ただし、特定保険等業務に関する予算の追加に係る特定保険等業務に関する補正予算は、特定保険等業務に関する予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった場合に限り、作成することができる。
21 (略)	21 事業団は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る特定保険等業務に関する暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該特定保険等業務に関する予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。
22・23 (略)	22・23 (略)
第二十八条 (略)	第二十八条 (略)
25 (略)	25 (略)
6 (略)	6 第一項ただし書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、特定保険等業務に関する収入支出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、第一項ただし書又は第二項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、その理由を記載しなければならない。
7 (略)	7 事業団は、特定保険等業務に関する予算の予備費を使用しようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して財務大臣に送付し、その承認を受け

8 (略)	なければならない。ただし、特定保険等業務に関する予算の各目のうち財務大臣が毎事業年度指定する各目の経費に特定保険等業務に関する予算の予備費を使用しようとする場合においては、自らその使用を決定することができる。
9 (略)	8 事業団は、前項ただし書の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して財務大臣及び会計検査院に提出しなければならない。
(特定保険等業務に関する財務諸表、決算報告書等の作成等) 第三十一条 事業団は、毎事業年度、特定保険等業務に関し、財務諸表(当該財務諸表に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四項において同じ。)を含む。)を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、特定保険等業務に関する決算の完結後一月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	9 第七項の規定による承認又は決定があつたときは、その承認又は決定に係る予備費使用書に掲げる経費については、第二十六条第十四項の規定による特定保険等業務に関する予算の通知があつたものとみなす。 (特定保険等業務に関する財務諸表、決算報告書等の作成等) 第三十一条 事業団は、毎事業年度、特定保険等業務に関し、財務諸表を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、特定保険等業務に関する決算の完結後一月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2 事業団は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る財務諸表を官報に公告し、かつ、当該承認に係る財務諸表及び附属明細書並びに特定保険等業務に関する業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	2 (略)

3 前項の附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。	3 (略)
4 事業団は、特定保険等業務に関する決算の完結後第二十六条第十項及び第十七項に規定する特定保険等業務に関する予算の区分に従い、毎事業年度の特定保険等業務に関する決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第九項において同じ。) を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第一項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。	4 事業団は、特定保険等業務に関する決算の完結後第二十六条第十項及び第十七項に規定する特定保険等業務に関する予算の区分に従い、毎事業年度の特定保険等業務に関する決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第一項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。
5 財務大臣は、前項の規定により特定保険等業務に関する決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。	5 (略)
6 事業団は、第四項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	6 (略)
7 第四項の決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。	7 (略)
8 内閣は、第五項の規定により特定保険等業務に関する決算報告書の送付を受けたときは、第四項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。	8 (略)
9 内閣は、会計検査院の検査を経た特定保険等業務に関する決算報告書に第四項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。	9 (略)
10 財務大臣は、事業団の特定保険等業務に関する予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、事業団に対し特定保険等業務に関する収支の実績若しくは見込みについて報告を求め、又は事業団の特定	10 (略)

保険等業務に関する予算の執行状況について実地監査を行うことができる。

改正案	現行
(予算) 第三十条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 第三十一条 (略) (補正予算) 第三十五条 (略)	(予算) 第三十条 国際協力銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。 2 (略) 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。 5 (略) 6 財務大臣は、第一項の規定による予算の提出を受けたときは、遅滞なく、これを外務大臣に通知しなければならない。 第三十一条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表 四 その他当該予算の参考となる書類 (補正予算) 第三十五条 国際協力銀行は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第三十一条第一号、第三号及び第四号に掲げる書

2 (略)	類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。
(暫定予算) 第三十六条 (略)	(暫定予算) 第三十六条 国際協力銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、財務大臣に提出することができる。
2・3 (略) (財務諸表等) 第四十条 国際協力銀行は、財産目録及び貸借対照表(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第四十三条第一項において同じ。)を含む。)を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書(当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)(をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類(以下「財務諸表」という。))に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、財務大臣に届け出なければならない。	2・3 (略) (財務諸表等) 第四十条 国際協力銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類(以下「財務諸表」という。))に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、財務大臣に届け出なければならない。
2 国際協力銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅	2 (略)

滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	3 (略)
3 国際協力銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	3 (略)
4 第二項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。	4 (略)
5 財務大臣は、第一項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知しなければならない。	5 (略)
第四十三条 国際協力銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第四十条第一項の規定により財務大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、財務大臣に提出しなければならない。	第四十三条 国際協力銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第四十条第一項の規定により財務大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、財務大臣に提出しなければならない。
2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。	2 (略)
3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。	3 (略)
4 国際協力銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	4 (略)

5 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。	5 (略)
6 財務大臣は、第一項の規定による決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、遅滞なく、これを外務大臣に通知しなければならない。	6 (略)

改正案	現行
(予算) 第二十八条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 第二十九条 (略) (補正予算) 第三十三条 (略)	(予算) 第二十八条 日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。 2 (略) 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。 5 (略) 第二十九条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表 四 その他当該予算の参考となる書類 (補正予算) 第三十三条 日本政策投資銀行は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第二十九条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類（前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。）を添え、財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成する

2 (略) (暫定予算) 第三十四条 (略)	ことができる。 2 (略) (暫定予算) 第三十四条 日本政策投資銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、財務大臣に提出することができる。
2・3 (略) (財務諸表等) 第三十八条 日本政策投資銀行は、財産目録及び貸借対照表(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第四十条第一項において同じ。)を含む。)を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書(当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、これを財務大臣に届け出なければならない。	2・3 (略) (財務諸表等) 第三十八条 日本政策投資銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、これを財務大臣に届け出なければならない。
2 日本政策投資銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	2 (略)

3 日本政策投資銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	3 (略)
4 第二項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。	4 (略)
第四十条 日本政策投資銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第三十八条第一項の規定により財務大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、これを財務大臣に提出しなければならない。	第四十条 日本政策投資銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第三十八条第一項の規定により財務大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、これを財務大臣に提出しなければならない。
2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。	2 (略)
3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。	3 (略)
4 日本政策投資銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	4 (略)
5 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。	5 (略)

○ 貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）（第五十七条関係）

改 正 案	現 行
（資金の増減及び現在額計算書） 第十三条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金の増減及び現在額の計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。 2 （略） 3 （略）	（資金の増減及び現在額計算書） 第十三条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。 2 内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合には、前項の計算書を添付しなければならない。 3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合には、第一項の計算書を添付しなければならない。